

# 国際司法裁判所の「基本的組織原理」に関する考察(三)

牧 田 幸 人

## 目 次

### はじめに

#### 第一章 予備的考察

― I C J の存立と国際社会における政治的・社会的背景 ―

##### 第一節 国際社会の権力構造と国際司法制度

##### 第二節 「国際社会の構造変化」と I C J の現状

― 非欧米諸国の対応を中心にして ― (以上第一三卷二号)

#### 第二章 P C I J ・ I C J 組織枠組の確定過程

##### 第一節 P C I J 組織枠組の確定過程

― 一九二〇年「法律家諮問委員会」および連盟理事会・総会での論議 ― (以上第一四卷一号)

##### 第二節 I C J 組織枠組の確定過程

― 一九四五年「サンフランシスコ会議」での論議 ― (以上本号)

##### 第三節 I C J の「基本的組織原理」構造の把握

## 第三章 I C J組織枠組に関する若干の論点

—「I C J改革論」の検討を中心にして—

## 第四章 I C Jの「基本的組織原理」と国際司法制度の特質

結びにかえて

## 第二節 I C J組織枠組の確定過程

—一九四五年「サンフランシスコ会議」での論議—

第一次大戦後、国際連盟の創設に伴い、国際紛争平和的処理体系は、国際連盟による紛争処理を中核にして形成され展開されてきた。P C I Jは、一九二二年以降、そうした紛争処理体系のもとで、その重要な一翼を担う国際司法機関として實際上機能した。だが、P C I Jは、一九四〇年五月にドイツ軍のオランダ侵入によりその活動を停止せざるをえず、この第二次大戦勃発に伴うP C I Jの活動停止状況は大戦終結後まで継続した。このことは、ある意味では、第一次大戦後の国際社会における一般国際機構たる国際連盟と、その紛争平和的処理体系のもとで、法的にも実際のにも密接な関係をもった国際司法機関たるP C I Jとが、戦争という極限の暴力行為状況に直面し、一つの運命共同体を構成する機関としてその後の命運を共にしたことを意味する。しかし、他方では、そうしたP C I Jの活動停止状況は、国際社会の多元的権力構造のもとで、国際司法機関の存立と機能に関する基本問題について再検討する機会を与えた。換言すれば、P C I Jの活動停止状況は、P C I Jの破滅的な終焉を必ずしも意味するのではなく、むしろP C I Jの将来のあり方について、より広範な視角から再検討することの必要性和重要性を提起する契機ともなった。実際、そうした視角からの模索と再検討の動きは、すでに第二次大戦半ば以降、いくつかの国際会議等の場において着手され展開されていた。その成果は、究極的には、第二次大戦終結後、P C I Jの貴重な経験を踏まえ、国際連合の主要な司法機関としてI C

Jが設立されたことにみるができるのである。

ICJの基本的な枠組については、大戦末期の一九四五年初夏に、連合国が参加して開催された「サンフランシスコ会議」(以下「サ会議」と略記する。一九四五年四月二十五日―六月二十六日)において論議され、大戦後の一般国際機構たる国際連合の基本的構成文書たる国連憲章とともに、最終的に確定された。<sup>1)</sup>したがって、ICJの基本的な枠組に関する形成確定過程において、サ会議は最も重要な意味をもつ国際会議であったといえることができる。だが、そのプロセスについてももう少し時間的経過に留意しながらみれば、サ会議に先行して開催された一連の国際会議における、「PCIJの将来」もしくはICJ設立構想をめぐって展開された論議にも注視しなければならない。それらは、「非公式連合国委員会」(一九四三年五月二〇日―翌年二月一〇日)において提示されたPCIJの将来像に関する提案<sup>2)</sup>をはじめ、「ダンバートン・オークス会議」(一九四四年八月二日―九月七日、九月二十八日―一〇月七日)における一般国際機構とICJの基本的枠組に関する提案<sup>3)</sup>、さらには、サ会議におけるICJ関係論議の実質的な討議資料を提供した「連合国法律家委員会」(いわゆる「ワシントン法律家委員会」、一九四五年四月九日―四月二〇日)におけるICJ規程案の審議と起草<sup>4)</sup>などに際して展開された論議である。

こうした一連の諸会議におけるICJの基本的枠組に関する形成確定過程においては、一九二〇年当時に展開されたPCIJの基本的枠組に関するそれと比較すれば、一方では主要な論議の対象事項や論議の進展状況の点で多少類似する面も存在したが、他方では時の経過に伴う国際関係の新たな動向を反映した新たな法的・政治的要因も介在していた。以下、この節では、ICJの基本的枠組の形成確定過程における諸会議、とりわけその過程において重視されなければならない連合国法律家委員会およびサ会議での、前節において検討していくつかの対象事項に関連した論議を参照しながら、ICJの基本的組織枠組に関する若干の論点について概括的にフォローしてみたいと思う。

(1) サ会議における I C J 規程案の審議確定の経緯については、とくに次の資料を参照。Documents of the United Nations Conference on International Organization, San Francisco, 1945. (以下 UNCIO と略記す。)<sup>(2)</sup> Vol. XIII : Commission IV. Judicial Organization.

(2) Report of the Informal Inter-Allied Committee on the Future of the Permanent Court of International Justice, Supplement to the American Journal of International Law, Vol. 39, 1945, pp. 1-42.

(3) UNCIO, Vol. III : Dumbarton Oaks Proposals Comments and Proposed Amendments. 参照。

(4) UNCIO, Vol. XIV : United Nations Committee of Jurists. 参照。

一 「サンフランシスコ会議」以前における I C J 規程案の審議起草状況

I C J の基本的枠組を規定する I C J 規程案の形成確立過程において、サ会議に先行して開催された非公式あるいは公式の国際会議での論議や提案は、I C J の基本的枠組に関するいくつかの看過しえない論点や問題点を指摘し、国際司法機関の存立と機能について考察するうえで有益な示唆を提供した。それらは、P C I J 規程を討議の基礎にし、全体的にはその枠組上の多くの点を肯定的に評価するものであったが、しかし、論議の根底には P C I J の枠組を単純に継承するのではなく、国際関係の新たな動向に対応した、戦後世界における国際司法機関のあり方を模索し追求する視角が存在していた。また、そうした論議は、法的観点からだけでなく、国際社会の多元的権力構造に伴う政治的要因をも捨象することなく、むしろそれを看過しえない介入要因として考慮しながら展開されたのであった。

(一) 「非公式連合国委員会」の提示

P C I J の将来像をめぐる「非公式連合国委員会」<sup>(1)</sup>での論議とその結論は、委員会の報告書にかなり詳細に示されているが、そこでの論議は P C I J の組織と機能を総合的に検討し、全体的には P C I J 規程に基づく枠組を評価しながらも、「裁判所の将来に影響を及ぼす法律上・政策上の広範な事項」<sup>(2)</sup>について再検討を行うことを基調とするものであった。そうした視角からのアプローチは、当然、P C I J の基本構造にかかわる法的・政治的要素の分析的考察に基づくもので

なければならぬが、委員会の論議と結論は、それをある程度明確化して提示した。

委員会は、とくに総論的観点から、P C I Jを存続すべきかあるいは新裁判所を設立すべきかという論点につき、高度な政策上の問題であるという理由からその結論を留保したが、それは大戦終結後の新たな国際的合意に依拠すべきことを指摘した<sup>(3)</sup>。また、国際裁判所と一般国際機構との関係については、結論的には「P C I Jと国際連盟との関係を継承すべきでない」と提示したが、しかしそれは裁判所と一般国際機構の関係を全面的に否定するものではなかった<sup>(4)</sup>。こうした基本問題に関する委員会の提示は、大戦後の国際社会における国際司法機関のあり方をいかに捉えるべきかという重要な論点にかかわり、その後のI C Jの基本的枠組に関する論議に少なからぬ影響を与えるものであった。

さらに、裁判所の構成問題に関しては、P C I J規程二条に定める裁判官被選資格を妥当と認めその維持を提示したが<sup>(5)</sup>、規程九条との関連で注目すべき考え方を示した。すなわち、裁判所の構成に特定の国家ないし国家群の恒常的な代表(permanent representation)を確保することを指向したシステムは、国籍に関係なくすぐれた裁判官を選任すべきであるという理念に合致せず、とくにこのことは規程九条が特定法系の代表を確保することを企図し、国籍観念の導入を不可避にするものであることに留意するとき、看過しえない重要問題を包含すると批判的に指摘して、裁判所の構成面に「異なるタイプの法思想」(different types of mind and methods of legal thought)が適正に代表されることの必要を強調した<sup>(6)</sup>。このほか、能率的な裁判運営を図るためにも裁判官数を九名(定足数七名)に削減し、裁判官の年齢制限を七二歳ないし七五歳までとし、裁判官任期は九年を原則とするが、裁判所の継続性と「新鮮な血の供給」を確保するために、裁判官の三分の一が三年毎に交代するシステムを採用すべきことを提案した<sup>(7)</sup>。また、国籍裁判官制度に関しては、国際社会の現実を考慮し、その制度的価値を認めてその維持を提示するとともに、次のような提案を行った。それは、裁判所規程当事国は、当然に「裁判所メンバー」(a member of the Court)の用語は裁判官の概念に該当しない<sup>(8)</sup>となりかつ国籍裁判官となる候補者一名を指名する、という提案であった<sup>(8)</sup>。この提案は、裁判官選任方法に関して、各国は自国籍の候補

者一名を指名し、各国が被指名候補者団体の中から裁判官を直接選挙するという提案<sup>9)</sup>によって補強された。なお、選挙機関は三年毎に諸国が参加して開催される「特別会合」(Special meeting of Governments)とするが、将来、裁判所と一般国際機構との間に組織上の関係が確定された場合には、一般国際機構の適当な機関を選挙機関とすることを提案した<sup>10)</sup>。これらの提案は、諸国の裁判所にたいする積極的な対応ないし関与を促進させ、また国籍裁判官の地位と役割を明確化することを目的とするものであったが、本質的には、裁判所の構成面に個別国家の利害を必然的に反映させる可能性をもつものであり、こうした委員会の提示は、国際司法機関の基本的枠組の形成に際して、国際関係における政治的現実を無視しえないことを暗示するものであった。したがって、それは、一面では、前記の規程九条批判と論理的矛盾を露呈する結果をもたらすものでもあったといえよう。

裁判所の管轄面に関する提示は、ほぼP C I Jの枠組を維持するものである。人的管轄については、将来の一般国際機構の加盟国か否かにかかわりなく、すべての裁判所規程当事国に訴訟当事者資格を認め、事項管轄については、「法律的問題」(matters that are really "justiciable")に管轄権を限定することを強調するとともに、いわゆる選択条項制度を維持することを提示した<sup>11)</sup>。

このように、委員会は、P C I Jの将来像に関して、P C I J規程に基づく枠組を評価しながらも、国際社会の多元的権力構造や国際関係における政治的現実を直視して、国際司法機関の存立と機能にかかわる問題点を指摘し、より現実的な対応を指向したアプローチを示した。したがってその論理と思考方法は、ある意味では、一九二〇年にP C I J設立をめぐって展開された論議の状況へ回帰するものであったといえよう。だが、別の観点からすれば、それは、P C I Jの経緯を顧みて、戦後世界における激しい政治的現実を予測して、そこにおける国際司法機関の実効的機能をいかに確保し促進すべきか、そのための基本的枠組をいかに探求し構築すべきかといった基本問題に関する考察上の所産であり、そうした基本問題について検討するうえでの有益な問題提起を提示するものであった、ということができる。

- (1) 「非公式連合国委員会」は、国際裁判所は大戦終結後の国際社会においても必要であるという前提のもとに、P C I J の将来について検討し、すべての連合国がこの問題について検討する際に役立つ報告書を作成することを重要な目的として、イギリス政府の提唱に基づき開催された。これに依りて、ベルギー、カナダ、チェコスロヴァキア、ギリシア、ルクセンブルグ、オランダ、ニエーゼーランド、ノルウェー、ポーランドの九カ国政府および「フランス国民委員会」は、それぞれ委員会に出席する専門家を任命し(このほかニエーゼーランド政府は専門家を任命しなかったが、委員会の活動につき情報をうけた)、委員会は次のようなメンバーで構成された。Sir William Malkin (イギリス、議長)、G. Kaackenbeek (ベルギー)、D. M. Johnson (カナダ)、F. Havlicek (チェコスロヴァキア)、C. Stavropoulos (ギリシア)、G. Schommen (ルクセンブルグ)、E. Star-Busmann (オランダ)、R. M. Campbell (ニエーゼーランド)、E. Colban (ノルウェー)、B. Winiarski (ポーランド)、R. Cassin, A. Gros (「フランス国民委員会」)、G. G. Fitzmaurice (イギリス、書記)。Report of the Informal Inter-Allied Committee on the Future of the Permanent Court of International Justice (以下 Report と略す)、Supplement to the American Journal of International Law, op. cit., p. 1; M. O. Hudson, The Twenty-third Year of the Permanent Court of International Justice and its Future, A. J. I. L., Vol. 39, 1945, p. 2.
- (2) Report, Pars. 4-5, 113. op. cit., pp. 2, 36.
- (3) Report, Pars. 3, 6-11, 36. op. cit., pp. 1-4, 36.
- (4) Report, Pars. 12-20, 116. op. cit., pp. 4-6, 36. この点に関連して、委員会は、裁判所と一般国際機構との関係をいかに確定するかは裁判所の将来に関する最も重要な点の一つであることを指摘したが、裁判所と一般国際機構との組織的結合関係を次のような理由から否定した。すなわち、P C I J と連盟との組織的關係から、論理的にそうであるか否かにかかわらず、「裁判所の威信が、かなりの程度、連盟の変動的運命に依拠」せざるをえなかったこと、また裁判所と一般国際機構との組織的結合関係は、「二つの機関 (institutions) のメンバーシップが完全にまたは實際上同一でなければ満足に作用しないが、このことは P C I J と連盟との場合にはそうではなかったことに論及した。さらに、「裁判所は性格上普遍的であるべきであり、それゆえ規程当国となり、それによって裁判所に関係した活動に参与する権限を付与される、すべての文明国に開かれるべきことが望ましいが、しかしこのことが将来の国際機構の場合にそうなる可能性は、少なくとも初期の段階では考えられえない」と論じた。Report, Pars. 12, 14-16. こうした委員会の論にたいする批判的見解については、M. O. Hudson, op. cit., p. 3. 参照。
- (5) Report, Pars. 21, 117, op. cit., pp. 6, 37.

- (9) Report, Pars. 23-26, 119-120, op. cit., pp. 7-8, 37. こうした委員会の提示は、規程九条は「少数の特定国が裁判所におけるリスクリップタイムな代表権を(10) (particular countries should, as such, have a prescriptive right to representation on the Court) を容認するものであると捉え、この規定の必要性を疑問視した。また、こうした点は「PCI J 設立に先立ち、裁判所の構成に関する難題の一つであったが、連盟理事会と総会による選挙方式という工夫された方策によって必ずしも克服されなかったことを指摘し、これについて再検討することの必要性を強調した。Par. 25.
- (7) Report, Pars. 29-37, 123-126, op. cit., pp. 8-11, 38.
- (8) Report, Pars. 38-44, 127-128, op. cit., pp. 11-14, 38.
- (6) Report, Pars. 45-53, 129-135, op. cit., pp. 14-16, 38-39.
- (10) Report, Pars. 50, 52, 133-134, op. cit., pp. 15-16, 39.
- (11) Report, Pars. 54-61, 136-139, op. cit., pp. 16-19, 39-40.

(二) 「ダンバートン・オークス会議」の提示

第二次大戦連合国の主要四カ国(アメリカ、イギリス、ソ連、中国)代表が参加して、戦後世界における一般国際機構の創設を準備するために開催された「ダンバートン・オークス会議」は、一九四四年一〇月七日に、「一般国際機構の創設のための提案」(以下「ダ案」と略記する)を採択した。このダ案は後にサ会議で採択された国連憲章の原案としての意義をもち、国際平和と安全の維持を確保するための諸方策を重視し、これに関連して国際紛争の平和的処理を強調した。ダ案はその第四章で、ICJ (an international court of justice) を一般国際機構の主要機関の一つに位置づけ、ICJ と機構との組織的結合関係を明確化した。<sup>(2)</sup> また ICJ に関する第七章では、(一) ICJ は機構の主要な司法機関をなす。(二) ICJ は機構の憲章に付属しその一部たる裁判所規程に従って組織され機能する。(三) ICJ 規程は、(a) 望ましい変更を伴ってその効力を継続する PCIJ 規程とするか、または (b) その準備に際して PCIJ 規程を基礎として用いて作成した新規程のいずれかとする。(四) 機構の全加盟国は当然に ICJ 規程当事国となる。(五) 機構の非加盟国が ICJ 規程当事国となる条件は、安全保障理事会の勧告に基づき総会により各場合に決定される、ことを提示した。<sup>(3)</sup> このほか、関連事項とし



て、総会はICJ裁判官の選挙に関する機能を遂行し(第五章B節四項)、「法律的紛争」(Justiciable disputes)はICJに付託されるべきこと(第八章A節六項)などについても提示した。<sup>(4)</sup>

ダ案におけるこれらICJ関係の諸事項は、主に、機構の基本文書たる憲章にICJと機構との組織上の関係をどのように規定するかという点について、その骨子をごく簡潔に提示するにとどまるものであった。しかし、これらの事項はICJの基本的な組織枠組にかかわる基本問題であり、法的にも政治的にも重要な意味をもつものであった。こうしたダ案の提示は、主要四カ国の合意に基づくものであったが、それを具体化するためには、究極的にはすべての連合国の合意を要することがらでもあった。この点に関連し、ダ案にたいして諸国がどのような対応を示したかという点については、後に「連合国法律家委員会」あるいはサ会議における諸国代表の見解に示されたが、それとは別にここで若干言及しておくことも必要である。ダ案のICJ関係の提示に関して、若干の諸国はコメントを付すとともに、ダ案の個別事項について修正案を提示した。<sup>(5)</sup> これら諸国の多くは、一般国際機構とICJとの組織的關係、とくにICJは機構の主要司法機関であり、裁判所規程は憲章と不可分の一体をなすこと、機構の全加盟国は当然に裁判所規程当事国となることなどの点を積極的に評価した。<sup>(6)</sup> この点に関連して、例えば、「裁判所は国際機構の本質的な統合要素(essential integrating element)たるべきである」(ベネズエラ)、<sup>(7)</sup>「ダンバートン・オークス会議でフォーミュレートされた提案に、ICJの重要性を拡大する目的が実質的に示されている。あらゆる観点から、ダ案において国際機構の最高権威機関として安全保障理事会に帰された性格を別にして、ICJが平和と安全の維持に特別な重要性をもって最大限に関与することを認めることが適当である」(ドミニカ)<sup>(8)</sup>などの見解が表明された。もっとも、ICJと機構との組織的結合関係についてすべての諸国がそれを肯定したわけではなく、例えば、メキシコのように「裁判所は機構と関係をもつが、自治的機関(autonomous organ)であり、(機構の主要機関を列記した)リストから削除すべきである」といった反対論も示された。しかし、他の多くの諸国はダ案に提示された枠組に総論的観点から肯定的な評価を与え、さらに裁判所の構成・管轄面などについてもそれぞれか

なり詳細な提案を行った。<sup>(8)</sup> もちろん、ダ案には裁判所の構成・管轄面に関する具体的な提案は何ら提示されていなかったが、ダ案におけるICJ関係の提示については、それを起草した前記主要四カ国の提案にもみられるように、「連合国法律家委員会」や会議において再検討し調整することが予定されていたのであり、<sup>(9)</sup> ICJの基本的枠組ないしICJ規程案に関するより広範な視角からの審議と起草は、次の段階に待たなければならなかったのである。

- (1) The United Nations Dumbarton Oaks Proposals for a General International Organization, UNCIO, Vol. III, pp. 1-23.
- (2) Ibid., p. 3. なお、ダ案は機構の主要機関として、総会、安全保障理事会、ICJおよび事務局の四機関を定め、このほか必要と思われる若干の補助機関(subsidiary agencies)を設けることを定めていた。
- (3) Ibid., pp. 10-11.
- (4) Ibid., pp. 5, 13.
- (5) ダ案にたいするコメントあるいは修正案などを提示した諸国は、次の四〇カ国である。中国、ウルグアイ、ハイチ、メキシコ、ベネズエラ、ブラジル、グアテマラ、パナマ、コスタリカ、チリ、オランダ、ベルギー、パラグアイ、ホンジュラス、ノルウェー、フランス、エクアドル、エジプト、リベリア、チエコスロヴァキア、レバノン、南ア連邦、トルコ、ニュージラランド、キューバ、インド、エルサルヴァドル、フィリピン、オーストラリア、イラン、エチオピア、ドミニカ、イギリス、ポリビア、コロンプ、カナダ、ペルー、アメリカ、ソ連、ギリシア。それらの内容については、<sup>(10)</sup> *ibid.*, pp. 24 et seq.
- (6) このような評価は「ドミニカ (*ibid.*, p. 505)」「グアテマラ (*ibid.*, p. 257)」「ノルウェー (*ibid.*, p. 365)」「フィリピン (*ibid.*, p. 535)」「ベネズエラ (*ibid.*, p. 189) などによって示された。
- (7) *Ibid.*, p. 227.
- (8) *Ibid.*, pp. 569, 573.
- (9) *Ibid.*, p. 175.
- (10) P C I J の将来像ないし IC J の基本的枠組、あるいはダ案にたいする修正案は、キューバ、ドミニカ、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ベネズエラ、ポリビア、エクアドル、ホンジュラス、ブラジル、コスタリカ、ウルグアイ、ノルウェー、オランダ

ダ、オーストラリア、ベルギー、チェコ、ギリシア、フィリピン、トルコ、イランなどの諸国によって提示された。

(1) Ibid., pp. 624, 668.

(三) 「連合国法律家委員会」における I C J 規程案の審議と起草

「連合国法律家委員会」は、連合国四三カ国によりそれぞれに任命された法律専門家が政府代表としてでなく個人的資格に基づき参加して開催され、サ会議に提出する I C J 規程案の起草をその主要な任務とし、最終的に I C J 規程案(全五章六九条)<sup>(2)</sup>とその報告書を採択した。委員会は、まず第一回会合(四月九日)において、国際平和と安全の維持を確保し「平和的な世界秩序」(a peaceful world order)や国際社会における法の支配を確立するうえで、I C J がきわめて重要な役割を有することを確認した後、委員会議長にハックワース (Mr. Green H. Hackworth アメリカ) を、報告者にバンドバン (professor Jules Basdevant フランス) を選任し、委員会の作業を迅速に行うため P C I J 規程を討議の基礎とすることを決定した。<sup>(3)</sup> かくして、委員会では P C I J 規程の個別規定全体につきそれを維持するかあるいは修正すべきかという点をめぐって論議が展開されたが、ここではとくに裁判所の構成や管轄権(強制的管轄権)に関するいくつかの論点のみをとりあげて検討することにした。

委員会での論議の中でとくに予備的に注目すべきは、ダ案に示された I C J と一般国際機構との組織的結合関係に関する論議であり、この法的・政治的に重要な問題についてはじめに言及しておきたい。この問題に関する論議は、第二回会合(四月一日)でラマダン (Hafez Ramadan Pacha エジプト) が「ダ案によれば裁判所規程は機構のパートナーたるべきことが提示されているが、この二つを分離し、裁判所を政治的問題から解放すべきである」と述べ、<sup>(4)</sup> ダ案の関連規定に批判的な見解を示したことに端を発した。この点に関しては、かつて「非公式連合国委員会」においても論議され、またダ案にたいするメキシコ代表の批判的見解なども示されたのであったが、ハックワースは議長の立場から、ダ案の関連規定に注目し、「この問題は政治的問題であるゆえに、本委員会で決定すべきことからはならない」という見解を示した。<sup>(5)</sup> だが、

この議長見解にたいして、ガルシア (Dr. Arturo Garcia ベルー) は、機構の将来にとって重要なこの問題に関する決定をサ会議に委ねることに賛成するが、「裁判所は政治的影響から解放されるために機構から独立すべきである」という考え方に賛同する旨表明し、またコルドバ (Ambassador Roberto Cordova メキシコ) も、この点についてはサ会議で決定することが妥当であるとしながらも、この問題につき委員会がサ会議に一定の勧告を行うことは価値あると述べ、積極的な対応を求めた。<sup>(6)</sup> 他方、ガブリエリック (The Hon. Dr. Stojan Gavrilovic ユーゴスラヴィア) は「国際裁判所は一般国際機構の機関として以外には適切に機能しえない」と述べ、ICJと機構との関係を強調した。<sup>(7)</sup> このように、ICJと一般国際機構との組織的關係のあり方について、その關係から結果する政治的影響を危惧する見解と、逆に兩者の密接な關係を肯定する見解とが対立的に示されたが、その論拠はいずれも必ずしも十分でなく明確でもなかった。こうしたなかで、バドバンは、この問題に関する委員会の見解はサ会議への勧告にとどめ、実質審議は延期すべきであると主張するとともに、この問題に関する論点を多少理論的に次のように指摘した。すなわち、ダ案はICJを一般国際機構の司法機関と規定しており、司法機関が国連の政治的機関に結合されるべきかどうかは政治的問題であるが、考慮すべき法律的論点を包含することを指摘し、裁判所規程は政治的機構の憲章に付属されるべきか、後者に所属する国家は自動的に前者の当事国となるかどうか、国連非加盟国は裁判所規程当事国たることを許容されるかどうかなどの点について、これらの点は政治的に重要な問題であるが、委員会はこれを法律の見地から検討すべきであると論じた。<sup>(8)</sup> しかしこの論にたいして、スピロプーロス (Professor John Spiropoulos ギリシア) が「この問題はすでにダ案において決定されており、これ以上の政策的決定はサ会議で行われるべきである」と反論したことなどにより、結局、委員会はこの問題に関する論議を中断し、何ら結論を下すことはできなかった。もつとも委員会はその後、この問題について小委員会 (第一条および第二条に関する小委員会) Subcommittee on Articles 1 and 2 (四月一日) の検討結果を得てさらに若干の論議を行ったが、そこでも明確な結論は見い出されえず、結果的に、ICJ規程案第一条は具体的内容を含まない空白規定の形でサ会議に提示

されたのであった。<sup>10)</sup>

△裁判所の構成問題▽

委員会における裁判所(裁判機関)の構成問題に関する論議の焦点は、裁判官数、裁判官選任方法、国籍裁判官制度などに關する論議であつた。これらの点に關する論議は、一九二〇年のPCIJ規程確定過程においてすでにクローズ・アップされた如く、法的観点からばかりでなく政治的あるいは政策的観点からも展開され、國際社会の多元的權力構造、國際關係の政治的現實を考慮して、國際司法機関の基礎的枠組をいかに構築すべきかということが、その根底に存在する重要な視角であり本質的な論点でもあつた。

一 裁判官数

裁判官数の確定をめぐる論議は、イギリス提案にみられる「裁判所メンバー」の概念に關する論議を含めて、小委員会(「第三条―第二三条に關する小委員会」 Subcommittee on Articles 3 to 13 四月一日)<sup>11)</sup>での論議に始まつた。もともと、その前日の委員会第二回会合において、フィツモーリスが、「最良の裁判所」は大規模な裁判所に内在する欠点を除去し裁判官数の削減を図ることによつて實現されうる旨強調したが、この点に關する審議は中断され、継続審議とされたのであつた。小委員会では、まず小委員會議長コルドバがイギリス提案に論及したことにより、フィツモーリスが自国提案に關する説明を行った。ちなみに、イギリス提案は、裁判所の構成に關する主要な目的として、国籍を考慮せず「最良の裁判所」を設立すること、それは間接的にできる限り「地理的基礎に基づく最大限の代表」(the largest representation on a geographical basis)を具現することになることに留意し、各国が自国民一名の候補者を指名し、これが「裁判所メンバー」となり、このうち九名が通常の選挙機関により裁判官として選出され、これ以外のメンバーは予備裁判官あるいはアド・ホック裁判官の任につくことを提案するものであつた。<sup>12)</sup>この提案は一見して明らかかなように「非公式連合國委員會」が提示した線に沿うものであつたが、フィツモーリスは提案の趣旨を説明し、大規模な裁判所は判決の質的低下を招

くなどの欠点をもつと指摘して、裁判官数を一五名から九名に減員すべきことを強調した。<sup>(14)</sup> こうした脈絡のもとで、小委員会はまずイギリス提案、とくに「裁判所メンバー」の概念と法的地位をめぐって論議したが、この問題は裁判所の構成面における均衡性、中小国の裁判所における代表確保、国籍裁判官の地位、裁判官の指名・選挙方法など他の重要事項に深くかかわる問題でもあった。それゆえ、この問題に関する論議は当然錯綜し多岐にわたる性格をもったが、フィッソーリスはさらに提案の趣旨を徹底させるため、「ロンドン委員会 (the London Committee (非公式連合国委員会)) は、被指名者にメンバーとしての公式の地位を与えるシステムは裁判所における世界中の諸国のインタレストを拡大しまた裁判所の影響力を拡大することになると考えた」旨付言した。<sup>(15)</sup> このイギリス提案にたいして、ゴランスキー (Professor S. A. Golunsky ソ連、アドバイサー) は、「メンバー」という文言はメンバーをもつ諸国はすべて裁判所に代表されるという幻想を生じさせるが、これは正しくないことであり、「メンバー」を「候補者」に置換すべきであると指摘し、このほかコルドバやバドバンも、すべての候補者が裁判官ではないところの「裁判所メンバー」となることは決して良策ではなく、そのようなカテゴリーを創設することは多くの難点を包含することを指摘した。<sup>(16)</sup> この点に関して、フィッソーリスは、候補者の地位をメンバーとすることの提案理由はアド・ホックのメンバーにより公式の地位を与えることにあるとさらに説明を加えたが、結局この提案は、表決の結果採択されなかったのである (イギリス提案賛成三、反対六)。<sup>(17)</sup>

続いて、小委員会では裁判官数自体について、現行の一五名を維持すべきかまたはそれを削減すべきかという点をめぐって論議された。この点につき、フィッソーリスは当然のことながら裁判官数を九名に削減すべきことを主張したが、ゴランスキーもこれを支持して、「裁判所の權威は裁判官数に依存するのではなく、裁判官の資質に依存する」のであり、また世界的に著名な裁判官適任者を見出すうえで、それは一五名よりも九名である方が常に容易に行われうると述べ、このほかバドバンも、裁判官数の削減を主張して、重要なことはすぐれた裁判官から成る裁判所を設立することであり、裁判官数の削減によって良好な裁判運営が可能になると論じた。<sup>(18)</sup> だが、こうした裁判官数削減論の論拠は、やや一般的な

いし抽象的であったため、これにたいする反論の形で、リード (Mr. John E. Read カナダ) は裁判官数の削減により裁判所の威信が低下することを懸念し、またコルドバも裁判官数の増員により裁判所の信用は増大するであろう、といった逆の論を示したのであった。さらにリードやコルドバは、裁判官数の削減による裁判所規模の縮小はとくに中小国が裁判所の構成に代表をもつ機会を少なくすることを指摘し、王龍恵 (Dr. Wang Chung-hui 中国) も、P C I J の裁判官数が当初の一一名から一五名に増員されたのは実際上の必要と同時に諸国の感情に対処する理由からであったことを指摘した。<sup>(19)</sup> このほか、コルドバによって、裁判所の活動量が将来増大することなどを考慮すれば、一五名の裁判官数を維持することが望ましいといった見解も表明され、結局、小委員会では、表決の結果、一五名の裁判官数を維持することが決定された (裁判官数の削減賛成四、一五名の裁判官数維持賛成五)。<sup>(22)</sup>

右の小委員会の結論 (裁判官数一五名を勧告) は、委員会の第九回会合 (四月一六日) に提示されたが、コルドバはその結論に至った理由として、(一) 小規模の裁判機関は世界の主要法系を適正に代表しえない。(二) 中小国の裁判所における代表の機会を少なくすることは望ましくない。(三) 現行一五名の裁判官数は経験上達せられたものである。(四) 裁判官数の削減は予測される裁判所の活動量の増大にかんがみ適当でない、といった点を紹介した。<sup>(23)</sup> 委員会では、こうした小委員会の勧告内容を踏まえて論議され、シンプソン (The Hon. C. L. Simpson リベリア) やスター・ブスマン (M. E. Star-Busmann オランダ) が裁判官数九名を主張した<sup>(24)</sup> ほかは、他の大多数の委員は裁判官数一五名の維持を支持した。その論拠は小委員会でのものとはほぼ同様であったが、アッバス (Dr. Abdul-Majid Abbass イラク) 、カストロ (Ambassador Hector David Castro エルサルヴァドル) 、ビルセル (Professor Cemil Bilsel トルコ) 、ケルニサン (Dr. Clovis Kernisan イチ) はとくに裁判所の構成面における世界の主要法系の代表を確保すること、換言すれば中小国が代表しうる機会を確保することを強調した。<sup>(25)</sup> このほかド・ビッシェ (M. Charles De Visser ベルギー) は、裁判官数一五名の維持を支持するとともに、問題に関する論点として、裁判所にたいする広範な支持とインタレストを確保することや、技術的面に

いて余りにも多数の裁判官を有することは裁判所の活動にたいする障害要因となることなどを考慮すべきであると指摘し、また、委員会にP C I J代表として非公式にオブザーバーの形で参加したハドソン (Judge Manley O. Hudson) も、ド・ビッシュの見解に賛同し、政策上の問題としてでなく実際上の問題として、何名が裁判所の裁判官たるべきか、所与の時に何名が裁判官席につくべきかといった点を本質的に考慮すべきであると指摘した。<sup>28)</sup> 委員会では、こうしたさまざまな論議を経て、結局、表決の結果、裁判官数一五名を維持することを決定したのである (裁判官数一五名維持賛成二八、反対四)。<sup>29)</sup>

## 二 裁判官選任方法

裁判官選任方法 (裁判官の指名・選挙システム) については、委員会の第二回会合において論議された。この問題については裁判官候補者の指名と裁判官選挙とを区別して検討することも可能であったが、委員会の論議は当初これを一つにして展開された。指名方法に関する論点は、一九二〇年の法律家諮問委員会においても主要な論争テーマであったところの、国家による直接指名方法といわゆる国別裁判官団による間接的指名方法の選択をめぐるものであって、この方法に関する賛否の見解が対立した形で示された。王、コルドバ、フィツモーリス、ノビコフ、モラ (Ambassador Marcial Mora チリ)、スピロプロロス、エスカランテ (Dr. Diógenes Escalante ベネズエラ)、スター・ブスマンなどは直接指名方法を支持する見解を表明し、とくに王は指名手続の簡素化を理由に、またコルドバは、現行システムのもとでは若干の候補者が複数の国家による協動的な指名をうけて事前に選定されてしまうことに留意して、候補者はあくまでも対等な基礎のもとに立つべきことをその理由として強調した。<sup>28)</sup> だが、これら各国政府による直接指名方法を支持する見解は、それ以上より積極的な論拠を示していなかった。他方、P C I J規程に基づく間接的指名方法を支持する見解が、バドバン、リード、ハックワースなどにより表明された。これらは、現行の指名方法には何ら不都合はなく、たとえ自国民が裁判官に選任されずとも他国のすぐれた法律家を裁判官に選任しうるシステムとして評価すべきことを強調した。<sup>29)</sup> ところで、こうし



た指名方法に関する論議は裁判官選挙方法にも関連するものであったが、スピロブローロスは、この二つの問題を区別し、裁判官選挙方法に関する問題は政治的問題を惹起するゆえにここで検討すべきでない<sup>(89)</sup>と主張した。だが、これにたいしては、当然のことながら、反論が示され、モラは、選挙方法は政治的問題であるという立場をとればこの問題に関する論議は全く前進せず、「裁判所規程の多くの条文は政治的観点を包含するが、委員会はその事実にかかわらず見解を表明すべきであり、裁判所規程の各パートについて、その問題に政治的含意があるとしても、見解を表明するかどうかを今ここで決定すべきである」と主張した<sup>(90)</sup>。こうした論議状況のもとで、選挙方法に関する論点は、草案に提示された如く総会のみが関与しうるかあるいは総会と理事会双方が関与しうるかどうかという点にあったが、委員会は、これらすべての検討事項を小委員会(「第三条―第一三条に関する小委員会」)において検討することを決定し、この段階では何ら結論を出しえなかつたのである<sup>(91)</sup>。

右の小委員会での指名方法に関する論議は、イギリス提案に示された各国政府による直接指名方法を採用すべきか、それともP C I J規程に基づく国別裁判官団による指名方法を採用すべきかという点をめぐって展開されたが、リードやフイツモーリスは、この点に関して、(一)候補者は各国政府により指名されるべきかどうか、(二)各国は自国民のみを指名すべきか、(三)各国政府は被指名候補者を一名に限定すべきかどうか、という論点について検討することを提起した<sup>(88)</sup>。指名方法に関する論議の背景には、指名手続における政治的影響力の排除(非政治化)をいかに確保するかという重要な視点が存在していたのであり、この点に関連して、リードは、右の論点を指摘するとともに、現行システム(国別裁判官団による指名方法)を支持して、「この方法は過去四半世紀の間に十分に作用してきたのであり、裁判官候補者の指名が政治的考慮にかかわりなく行われるシステムとして価値を有する」ことを強調した。もともと彼は、各国政府による指名に強く反対しない旨も付言したのであった<sup>(84)</sup>。他方、各国政府による指名方法を支持する見解が、ゴランスキー、王、スター・ブスマンによって表明され、ゴランスキーはリードの見解を批判して、「旧来のシステムは政治的影響力を排除するというが、そ

うした影響力はそのシステムの下でも存在するのであって、そのシステムを維持する絶対的な有用性はありえない」と論じ、スター・ブスマンは、別の角度から、各国政府による指名方法は当該政府に指名に関する責任を負わずメリットをもつことを強調した<sup>(35)</sup>。このように、第一の論点に関しては二つの対立した見解が示されたが、こうした論議の後、各国政府による指名方法が採択されたのであった<sup>(36)</sup>。続いて、第二および第三の論点について論議され、バダウィ (Dr. Helmy Bahgat Badawi エジプト)、アドバイサー (M. Lars J. Jorstad ノルウェー) は各国政府は二名の候補者 (自国民一名、外国人一名) を指名すべきであると主張したが<sup>(37)</sup>、コルドバ、フィツモーリス、ゴランスキー、スター・ブスマンなどは候補者一名の指名を主張した。とくにコルドバは、各国政府が候補者一名を指名すれば、すべての候補者は対等な立場にたち、対等な機会が与えられてより民主的となることをその理由として示した<sup>(38)</sup>。こうした論点に関し、小委員会は表決の結果、各国政府は自国民一名の候補者を指名する方法を採択した (賛成五、反対四)<sup>(39)</sup>。次に、小委員会では、裁判官選挙方法について検討し、はじめにバダウィが問題の扱いに関して「これはサ会議の決定に委ねられるべき政治問題ではないか」と問うたが<sup>(40)</sup>、高度な政策上の問題は別として、法律的問題について検討を行うという立場から論議を進めることが確認された。選挙方法に関して、ゴランスキーは総会と理事会による選挙システムを強調したほか、ヨルスタッド、バドバン、王、スター・ブスマンなどもこれを支持し<sup>(41)</sup>、結局、この論点に関してはほとんど実質審議を行うことなく、P C I J 規程に基づくところの、総会と理事会双方による選挙システムを維持することが確認されたのであった<sup>(42)</sup>。

裁判官選任方法に関する小委員会の結論は委員会の第九回会合 (四月二六日) に提示され、これに関する小委員会議長コルドバの説明の後に論議を行った。まず、諸国政府による指名はきわめて簡易で煩わしさが無い。これにたいして、委員会の委員によって表明された唯一の真の反対論は、諸国政府による裁判官候補者の指名が認められれば、政治的影響が導入されるということであった。しかし、いずれの政府も候補者を一名だけ指名するのであって、当該政府が単に政治的配慮に

基づき裁判官資格を欠く者を選任するであろうと仮定することは合理性をもたない。実際問題として、当該政府は最良の裁判官資格者を選択するであろうと信ずることが合理的である」と述べた。<sup>45)</sup> 他方、P C I J 規程に基づく国別裁判官団による指名を支持する見解が大多数の委員によって表明された。その論拠は、主に、裁判官候補者の指名はできる限り政治的配慮から解放されるべきであるが、諸国政府による指名はそうした配慮に多分に影響されざるをえない、といった点を強調するものであった。もっとも、それでは国別裁判官団による指名は政治的影響を全くうけないかどうかという点について、疑問の余地が全くなかったわけではないが、少なくともそうした影響は諸国政府による直接指名の場合におけるよりも小である、と判断されたのであった。<sup>46)</sup> このような論議の後、ハックワース議長は、裁判官選任方法に関する P C I J 規程に基づくシステムを維持すべきか、あるいは変更すべきかについて表決することを提示し、その結果は、賛否同数であった(現行システム維持賛成一六、変更賛成一六、欠席七、棄権四)。かくして、議長は現行システム採択の意向を示したが、委員会では採択された I C J 規程案の関連規定は右の点に関するオルタナティブ・テキストを包含する形で起草されたのであった。<sup>47)</sup>

### 三 国籍裁判官

国籍裁判官制度に関する問題は、委員会の第四回会合(四月一日)で検討された。論議の焦点は、国際社会の多元的権力構造のもとで、この制度がもつ実際上のメリットとデメリットとを比較衡量して、いかにその価値判断を行うかという点にあった。

この問題について、アッバスは、原則論の立場から「何人も自己の関与する事件において裁判官たるべきでない」(no man ought to be a judge in his own case) というローマ法格言を引用し、裁判官は自国が関係する事件において裁判官席につくことを排除されるべきことを主張した。<sup>48)</sup> こうした主張の趣旨は、一九二〇年の P C I J 規程確定過程においても、国籍裁判官制度反対論の有力な論拠でもあった。そして、これを原則論とみれば、これを真正面から批判すること

はそう容易ではなかったが、しかし現実的観点を重視した別の考慮が若干の委員たちによって示されたのであった。ハックワースは、原則上の問題がここで関連するといひ、個人的には国籍裁判官が裁判官席につくことを許容すべきでないと考えるが、一般的に、諸国は自国が関係する事件において自国の考えを説明するうえで国籍裁判官を有することのメリットを支持していると思われるし、また諸国が自国民を有しない裁判所に事件を付託することに応諾するかどうか疑問である、と述べた。ヨルスタンダムも、同様な観点から、アド・ホック裁判官が認められなければ諸国は裁判所に事件を付託することを躊躇するであろうと述べた。このほか王は、別の観点から、アッバスが引用した原則を尊重するが、しかし裁判所において多数国間条約の解釈が求められた場合に、国籍裁判官が裁判官席につくことを許容されなければ定足数との関係で困難な事態が生じることを指摘した。<sup>(47)</sup> バドバンも、この王の指摘に合意するとともに、国籍裁判官が裁判所における審理に投票権なしに参加しうるシステムを提示した。<sup>(48)</sup> だが、この提案について、ニソット(Mr. Joseph Nisot)ベルギー、代理)は、「投票を認められない裁判官が定足数に算入される場合、彼は裁判官の地位を保持しうるかどうか」という問題を指摘したが、これにたいして、ハックワースは、「投票を許されない裁判官は実際には補佐人(assessor)となる」という見解を示した。<sup>(49)</sup> こうした点に関する論議は法的問題を包含するものであったが、バダウイは、一つの妥協案として、「国籍裁判官の一人が投票権なしに裁判官席につくことが確認されれば、他方の国籍裁判官は投票をすべきでない」と提案した。しかし、これにたいして、ハックワースは、「それは裁判官の活動の自由を制限することになる」と指摘し、さらに、国籍裁判官は必ずしも自国支持の投票をしないことを強調するとともに、アド・ホック裁判官は投票権をもらえないとすることは、アド・ホック裁判官の有用性を支持する者によって承認されえないであろう、と述べた。<sup>(50)</sup>

このように、委員会での論議は種々な見解の表明により容易に収束する気配はなかったが、こうした状況のもとで、ハックワースは議長の立場から、委員会では具体的な提案が示されていないゆえに、現行P C I J規程三一条をそのまま認めることにつき合意があったものと判断される、と述べた。そこで、アッバスは急遽、国籍裁判官廃止の提案を行った。<sup>(51)</sup>

かくして、委員会ではアッバスの提案について表決を行う前に、これをめぐってさらに若干の論議が行われた。スピロプーロスは、アッバスの提案に賛同する意向を示したが、他方では諸国は、勿論すべてがそうであるわけではないが、裁判所に自国籍の裁判官を有することを望んでおり、したがって、アド・ホック裁判官の制度を維持すべきである、と主張した。また、リードは、自国政府は現在のブラクティスを維持すべきであるという見解をもっており、「たとえ裁判所にアド・ホック裁判官が任命されるとしても、アド・ホック裁判官は真に公正な立場にたつであらう」と論じ、さらに注目すべき論として、国籍裁判官制度と強制的管轄権の拡大に関連して、「諸国は国籍裁判官を有しなければ、選択条項の署名を敬遠するであらう」と述べた。<sup>(52)</sup>このように、国籍裁判官制度の維持を支持する見解が表明されたが、これにたいしてアッバスはなお、「国籍裁判官は公正であるべきだ」というカナダ代表の見解に賛同するが、しかしすべての場合にそうあるという保証はありえないゆえに、裁判所を徹底的に公正にするためにも国籍裁判官を廃止すべきである」と主張した。<sup>(53)</sup>委員会では、こうした論議の後、アッバス提案について表決した結果、結局、国籍裁判官制度の維持を圧倒的多数で可決し採択したのであった(国籍裁判官廃止賛成二、反対二三)。<sup>(54)</sup>

(1) 「連合国法律家委員会」への参加国は、オーストラリア、ベルギー、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、キューバ、チェコスロヴァキア、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エチオピア、フランス、ギリシア、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、イラン、イラク、リベリア、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ニカラガア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ソ連、イギリス、アメリカ、ウルグアイ、ベネズエラ、ユーゴスラヴィアの四三カ国であり、これら諸国から計九一名の法律専門家が参加し、ほか P C I J を代表して、M・O・ハドソン判事が参加した。UNCIO, Vol. XIV, pp. 21-25.

(2) UNCIO, *ibid.*, pp. 756-797, 821-887.

(3) *Ibid.*, pp. 31-61.

(4) *Ibid.*, p. 62.

(5) *Ibid.*, p. 63.

- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.*, 63-64.
- (9) *Ibid.*, p. 64.
- (10) 「第一条および第二条に関する小委員会」は、ミカエル・マイヤーズ (Sir Michael Myers ニューゼーランド)、デイビッド・ジーンズ (David Jones)、クリロフ (Professor S. B. Krylov ソ連)、ブドバイサー (Mr. Ernest Dingo キューバ)、ヨロフ (Mr. N. V. Novikov 連)、ほか、アイクマン (Mr. Colin C. Aikman ニュージーランド)、ブドバイサー、クリロフ (Professor S. B. Krylov ソ連)、ブドバイサー) が出席して開かれ、とくに P C I J の継承をめぐる基本問題について検討したが、P C I J 規程当事国でない諸国の扱いに関して、必ずしも明確な合意が得られず、また新裁判所を設立すべきかどうかの問題についても結論は得られなかった。 *ibid.*: pp. 249-252. だが、小委員会は第一条草案として、一九二〇年二月二六日の署名議定書および一九二九年九月一四日の規程改正議定書によって設立された P C I J は国連の主要な司法機関を成し、この規程に従って機能する。該裁判所は、一八九九年および一九〇七年のハーグ条約によって組織された仲裁裁判所並びに諸国がその紛争の解決を求めて付託することに常に自由である特別な裁判所以外のものとして存立する「旨の規定を含んだ報告書を作成した。 *ibid.*: pp. 253-254. この報告書は委員会の第八回会合 (四月一二日) に提示され、これをめぐって若干論議されたが、ここでも P C I J の継承に関連した前記のような論点について明確な結論は見出し出されず、究極的には委員会の決定に託すことになった。 *ibid.*, pp. 185-187. かくして、I C J の地位に関する基本問題について扱うべき第一条は、委員会報告書にも記されたように、若干の論点については未確定のまま、第一条の実質規定を空白にして、サ会議の決定に委ねることとしたのであった。 *ibid.*: pp. 822-823.
- (11) 「第三条―第一三条に関する小委員会」は、コルドバ、リード、王、バダウイ、バドバン、スター・ブスマン、ヨルスタッド、ヨランスキー、フィッモリスの九名で構成された。 *ibid.*: p. 255.
- (12) *Ibid.*, p. 67.
- (13) 関連のイギリス提案 (United Kingdom Proposals Regarding the Statute of the Permanent Court of International Justice) の要旨と条文案を「ごまかす」 *ibid.*, pp. 314-315 参照。
- (14) *Ibid.*, pp. 255-256.
- (15) *Ibid.*, p. 262.

- (16) Ibid., pp. 256, 263-264.  
 (17) Ibid., pp. 263, 265.  
 (18) Ibid., pp. 256, 263-264.  
 (19) Ibid., p. 262.  
 (20) Ibid., pp. 263, 266-267.  
 (21) Ibid., p. 262.  
 (22) Ibid., p. 267. 小委員会の報告書は、裁判官数一五名を支持した多数意見の論拠として、①小規模な司法機関においては、規程九条に定められた要件、すなわち世界の主要文明形態及び主要法系が裁判所に代表されることを遂行することが、不可能でないにしても、困難であること。②世界裁判所に小国が代表される機会を少なくすることは望ましくない。③裁判所の活動上のかんりの増大が戦後期に予想される。④現行の裁判官数一五名は、経験則上、当初の裁判官一名よりも適当であることが明らかにされたものである、などを明示した。ibid., pp. 276-277.
- (23) Ibid., p. 196.  
 (24) Ibid.  
 (25) Ibid., pp. 196-197.  
 (26) Ibid., pp. 197-198.  
 (27) Ibid., p. 198. 委員会は報告書において、裁判所の構成(とくに裁判官数)に関する三条草案のコメントとして、次のように説明した。すなわち「委員会は、裁判所の裁判官数につきその一般的構造を保持するか、あるいはそれを変更して減員すべきであると提案されたが、この構造及び一九二九年に一五名とされた裁判官数を維持することが望ましいと判断した。それによって、裁判所における異なる諸国のインタレストが増大され、裁判所内での裁判部の設置が促進される、と指摘された。委員会のある委員は、それは異なるタイプの文明の代表を許容するであろうと指摘した。他方、委員会は、本条において、別の規定から間接的に派生する、国家または国連加盟国に二名以上の自国民を裁判所の裁判官の中に含むことを許容しない規則を、直接確定することが適当であると考えた」と。ibid., p. 224.
- (28) Ibid., pp. 67-68.  
 (29) Ibid., pp. 67, 69-70.

- (30) Ibid., p.68.  
 (31) Ibid.  
 (32) Ibid., p. 82.  
 (33) Ibid., 257.  
 (34) Ibid., p. 258.  
 (35) Ibid., p. 259.  
 (36) Ibid.  
 (37) Ibid., pp. 259-260.  
 (38) Ibid., p. 260.  
 (39) Ibid. 小委員会の報告書は、裁判官候補者の指名方法に関して、次のように記した。まず、諸国政府による候補者の指名方法を採択したことにつき、小委員会ではこれを支持した論拠は、①「ナショナル・グループ」システムは、それが余りにも複雑であるゆえに廃止されるべきこと。②それは過去においては存在理由をもちえたが、それが不可欠であり望ましいという理由はなくなつた。③諸国政府によるより簡単な直接指名方法は、指名を「政治的」なものとする可能性を少なくする。④規程四条及び五条は、一九〇七年のハーグ条約において確定されたが、改正規程には保持されなかつたところの、候補者指名方法を包含する、というものであったことを明示した。また、自国民一名の候補者指名を支持した論拠は、①各国が自国民一名の候補者を指名するシステムは、現行の方法に従って行われる指名に先行する大法院 (the Chanceries) の政治的介入を最小限にする。②さらにそれは、世界的機構の選挙機関の前で不平等な条件のもとで候補者を有する可能性を除去する。この点に関して、各候補者は選挙時に対等な評価を得る条件をもつことが重要であると考えられた。このほか、現行の選任システムは簡略化されるべきである、といった考慮も作用したことを明示した。 Ibid., pp. 275-276.
- (40) Ibid., p. 269.  
 (41) Ibid.  
 (42) Ibid.  
 (43) Ibid., pp. 191-192.  
 (44) Ibid., pp. 191-193.



- (45) Ibid., pp. 194-195. 委員会が採択した I C J 規程案「第二章裁判所の構成」に関する条文(二条―三三条)の英文テキストについては *ibid.*, pp. 757-766. 仏文テキストについては *ibid.*, pp. 787-787 参照。なお、委員会の報告書は、裁判官選任方法について次のような説明を行った。「裁判官の選任につき、草案の精神と思われるところに従って、選挙は国連の総会及び安全保障理事会によって行われ、これらの機関に、裁判所規程を受諾するが国連加盟国でない国家が選挙に参加しうる方法について確定する課題を委ねる、ことを定める。この選挙にかかわる指名方法については広範な論議が行われ、若干の代表は、現行規程に確定されている常設仲裁裁判所のナショナル・グループによる指名に代えて、諸国政府による指名を主張した。だが、現行レジュームの継承が裁判官選任手続の点で政治的影響力を導入しない方法として支持された。その論議において、表決の際に、圧倒的多数を得ることなく委員会は分裂した。その後、トルコ代表によって妥協案が提示されたが、それはナショナル・グループによって決定された候補者の指名を伝達しない権限を政府に付与することを内容とし、したがって、そのような異議は当該の選挙のための候補者の指名権行使をその関係国は奪われる効果をもつものであった。」「委員会は、この点につき二つの草案を提案することが適当であると判断した。一つは、規程四、五、六条の単なる形式的な変更を伴って、常設仲裁裁判所のナショナル・グループによる指名を維持するものであり、他は諸国政府による候補者の指名に関する規則を定めるためにこれらの条文を変更するものであった。」*ibid.*, pp. 824-825. なお、右のトルコ代表の妥協案は、委員会の第一〇回会合(四月一六日)でビルセルが行った提案であった。*ibid.*, p. 212.
- (46) Ibid., p. 113.
- (47) Ibid., pp. 113, 115.
- (48) Ibid., p. 114.
- (49) Ibid.
- (50) Ibid., p. 115.
- (51) Ibid.
- (52) Ibid., pp. 115, 116.
- (53) Ibid., p. 116.
- (54) Ibid. 国籍裁判官に関する規程案三一条の英文テキスト、仏文テキストは、それぞれ *ibid.*, pp. 764-765, 765-786. なお、委員会の報告書は、同条二項、三項に関する若干の文言上の変更を行ったことのみ論及した。*ibid.*, p. 836.

## 〈管轄権（強制的管轄権）問題〉

裁判所の管轄権とりわけその最も重要な論点である強制的管轄権をめぐる論議は、委員会の第六回会合（四月二日）において開始され、そこでの論議の焦点は、一九二〇年のPCIJ規程確定過程におけると同様に、一般的ないし実質的な強制的管轄権の主張と、いわゆる選択条項制度に基づく強制的管轄権のあり方を支持する主張とが対立的に示され、いずれの方式を制度的に採択すべきかという点に関するものであった。

一般的な強制的管轄権の主張は、オリベイラ (Minister A. Camillo de Oliveira ブラジル、代理)、『王』、ビルセル、ペネス (Dr. Vaclav Benes チェコスロヴァキア)、『ルナンデス (Dr. Alejandro Rivera Hernández ホンジュラス)』、『ポンセ (Dr. L. Nefali Ponce エクアドル)』、『カストロ』、『モラ・オテロ (Dr. José A. Mora Otero ウルグワイ、代理)』、『ゴメス・ルイス (Dr. Luis E. Gómez-Ruiz メネズエラ、アドバイサー)』、『ド・ニール (Dr. León De Bayle コスタリカ)』、『ロペス・ヘラルテ (Dr. Enrique Lopez-Herrarte グアテマラ)』、『アッピス』、『ガルシア』、『ヴォルデマリアン (Dr. Ambaye Woldemariam エチオピア)』、『コルドン』など多数の委員によって表明された。<sup>(1)</sup> こうした主張の背景には、様々な想いが存在していたが、とくに強制的管轄権の一般化は国際平和と安全の維持あるいは国際社会における法の支配を確立するうえにおいても重要な意義を有する、という考え方が根底にあったと思われる。こうした点に関連して、例えば、オリベイラは、「規程三二六条に示されたすべてのカテゴリーの紛争に関する裁判所の管轄権を義務的とすべき時期に到達しており…三六条の義務的性質は、平和維持に関する国連の努力にとって大なる一步を画すであろう」と述べ、王は、「裁判所による強制的管轄権の行使は国際社会における法の支配を促進し…今や、世界的安全保障の論理的ステップとして、裁判所の管轄権を選択的なものから非選択的な基礎に基づくものへと変更すべき時期である」と述べ、ペネスも、「裁判に付せらるべき紛争に関する強制的管轄権は、国際裁判所をして国際平和の維持に寄与しうる手段とするであろう」ことを強調した。またヘルナンデスは、「自国は新たな世界を過去のそれと実質的に異なるもの、つまり法がすべての諸国に

優位する世界へ創造することに寄与したい。この希望は、裁判所の管轄権を強制的にすべきという提案や判決執行を求めたる提案に例示される。紛争付託の決定が各国に排他的に委ねられる限り、法に基づく世界への指向にとって何も得られない」と論じたのであった。<sup>(2)</sup>さらに、こうした強制的管轄権支持の見解は、アッバスが論じたように、「國際司法觀念 (The idea of the international judiciary) の基礎をなす大原則たる裁判所の独立性は国籍裁判官の包含によって妥協され、また管轄権上の大原則も任意的管轄権の保持によって同様に妥協された。規程は裁判所によってその管轄権が修正されるような、將來の世界政府の可能性 (a possible future world government) にかんがみて計画されるべきである」といった考え方、つまり妥協の産物たる選択条項制度を廃して一般的強制的管轄権の制度化を図るべきことの重要性をも強調するものであった。もっとも、こうした問題は、若干の委員も指摘したように、高度な政治的判断にかかわることがらでもあったが、委員会は少なくとも法的観点からこの問題について検討する立場にたつて論議を進めたのであった。

他方、選択条項制度を維持すべきであるという主張が、ゴランスキー、フィツモーリス、スター・ブスマン、ガブリロビック、ケルニサン、ヨルスタドなどによって表明された。<sup>(4)</sup>こうした主張は、当然に強制的管轄権の一般化にたいする反論の形をとって示されたが、その主要な論拠は、そうした強制的管轄権の制度化は諸国が裁判所に紛争を付託することをますます敬遠する傾向を増大する結果をもたらす、という点にあった。この点に関連して、例えば、ゴランスキーは「國際裁判所の権限問題はきわめて重要であるが、しかし裁判所規程当事国にたいし裁判所の管轄権を強制的なものとするこゝとによって裁判所の権限の拡大を企図するような見解に賛同できない。……裁判所自身の権威にとつて、その権限の拡大が、国家に管轄権を強制的に課し、国家がその受諾に躊躇するといったことよつて行われることよりも、より多くの諸国が受諾しうる選択条項の方法によつて効果的なものとするの方がベターである。……裁判所の管轄権を強制的意味のものに変更する企画は、裁判所の管轄権に服することを応諾せず、判決の履行に応諾しない若干の諸国によつて拒否されよう。その結果、裁判所は紛争を解決する代りに問題を悪化させ、安全保障理事会の介入を招来する事態を惹起するであ

ろう」と論じた。<sup>(5)</sup> こうした論をフィッセルも支持する旨述べ、もし強制的管轄権の一般化を具体化するとすれば憲章あるいは規程にそれを明記すべきであるが、それは多くの難点を包含し決して良策ではなく、現時点では現行システムを維持すべきである、と主張した。<sup>(6)</sup> 他のメンバーも、P C I J 規程三六条の若干の文言修正にとどめたアメリカ提案<sup>(7)</sup>の形で、選択条項制度を維持すべきことを強調したのであった。

このように、強制的管轄権については対立した主張が表明されたことのほか、この問題を委員会で論議することを中止してサ会議の決定に委ねるべきであるとか、逆にこの委員会で一定の結論を導きサ会議にそれを提示すべきであるといった対立した見解も表明されたため、委員会での論議はこの問題の扱いをめぐる紛糾した。こうした問題につき、委員会は翌日の第七回会合(四月二日)でも継続して検討したが、ハックワースは議長の立場から、委員会の任務はすべての連合国が受諾しうる裁判所設置案を作成することであり、実際上の考慮から最大限の合意を得られる結論を導くことに努めるべきであることを強調した。<sup>(8)</sup> こうした議長見解を踏まえて、ミカエル・マイヤーズ (The Rt. Hon. Sir. Michael Myers ニュージールランド) は規程第二章の草案を起草する小委員会設置の提案を行ったが、これにたいして、コルドバは、右の提案は単一の小委員会の設置を提案しているが、むしろ強制的管轄権の一般化につき検討する小委員会と、アメリカ提案にみられるような選択条項制度の維持につき検討する小委員会という、二つの小委員会を設けてそれぞれの観点から検討すべきであるという修正提案を行った。このコルドバ提案にたいしては若干の反対もあったが、委員会は結局この提案を採択し、強制的管轄権問題の検討を二つの小委員会で個別的に進めることを確認したのであった。<sup>(9)</sup>

まず、一般的強制的管轄権について検討した小委員会 (the Subcommittee on Article 36 (Compulsory Jurisdiction)) 四月一三日に開催) は、そこでの審議状況の詳細は明らかでないが、その報告書において次のように提示した。「(一) 裁判所は、国連の主要な司法機関であり、すべてのケースにおいてでないとしても、少なくとも司法的解決にとくになじむケース、すなわち法律的紛争につき明確な管轄権を有するべきである。(二) 一九二〇年に遡ってみれば、強制的管轄権は現行規

程を起草した法律家委員会によって提案されたことが想起される。その当時、諸国政府はその提案を受諾する用意がなく、その結果選択条項として知られるものが採択された。(三)裁判所による強制的管轄権の行使は諸国間に法の支配を促進し、世界中の世論は裁判所に強制的管轄権を与えることを強く支持している。(四)選択条項は五一カ国中四五カ国によって受諾されており、今では、選択的なものから非選択的基礎へ変更すること (the change from an optional to a non-optional basis) は、国際平和と正義のコーズを推進するうえで論理的かつ望ましいステップたるであろう」と。かくして、こうした考慮に基づき、この小委員会は強制的管轄権を肯定した三六条案を提示したのであった。<sup>(10)</sup>

他方、選択条項を検討した小委員会 (the Subcommittee Dealing with Optional Draft of Article 36 and Other Articles of Chapter II 四月一三日開催) は、これまで多くの諸国が選択条項に基づき強制的管轄権を受諾してきた事実について注意を喚起するとともに、それらの有効な受諾を継承する旨の特別合意に関する規定をサ会議において採択すべきであることを強調して、アメリカ提案に沿った形で、選択条項制度の維持を明文化した三六条案を提示したのであった。<sup>(11)</sup>

委員会は第一〇回会合(四月一六日)で、右二つの小委員会によって提示された三六条案を含んだ報告書について論議を行ったが、選択条項に関する草案については、その三六条案中の「すべての裁判に付せらるべきケース」という文脈中の *justiciable* という文言をめぐって若干論議され、表決の結果、右の文言を削除することを決定した(該文言の維持賛成七、反対一四)<sup>(12)</sup>。続いて、強制的管轄権に関する草案について論議されたが、これにつき若干の反対論が表明され、とくにベリ (Professor K. H. Bailey オーストラリア、アドバイサー)、スター・ブスマン、バドバンなどにより、他の平和的紛争処理方法や大戦中の事態にかかわって生じる事例等に関する留保事項と強制的管轄権との関係について見解が示された。<sup>(13)</sup> だが、これらの問題点につき明確な結論を得ないまま、委員会は二つの三六条案を起草委員会に付託し、最終的に、I C J 規程案三六条は強制的管轄権と選択条項に関するオールドタイプ・テキストを包含した形で、サ会議に提示されたのであった。<sup>(14)</sup>

(1) UNCIO, Vol. XIV, pp. 146-169. なお、王は三六条二項、三項を修正した強制的管轄権草案を、ビルセルは、三六条を規程の最も重要な条文の一としてみなして、強制的管轄権を内容とした三六条の修正案を、またヘルナンデスも同様な修正案をそれぞれ委員会に提示した。ibid., pp. 148-149, 152.

(2) Ibid., pp. 146-150, 152.

(3) Ibid., pp. 155-156.

(4) Ibid., pp. 151, 153-154, 157.

(5) Ibid., p. 151.

(6) Ibid., p. 153.

(7) ノットカ提案 (The Statute of the Permanent Court of International Justice with Revisions Proposed by the United States) の「イ」の英文テキスト、ibid., p. 338. 公文テキスト、ibid., pp. 356-357. 参照。

(8) Ibid., pp. 163-165.

(9) Ibid., pp. 165-169.

(10) 「三六条(強制的管轄権)に関する小委員会」は、オリベイラ、王、デュビヨ、ホルダン、ゴメス・ルイスの五名で構成され、小委員会は次のような三六条案を提示した。ibid., pp.286-287.

Article 36

1. The jurisdiction of the Court comprises all cases which the parties refer to it and all matters specially provided for in the Charter of the United Nations and in treaties and conventions in force.

2. The members of the United Nations and states parties to the Statute recognize as among themselves the jurisdiction of the Court as compulsory *ipso facto* and without special agreement in all or any of the classes of legal disputes concerning :

(a) the interpretation of a treaty ;

(b) any question of international law ;

(c) the existence of any fact which, if established, would constitute a breach of an international obligation ;

(d) the nature or extent of the reparation to be made for the breach of an international obligation.

3. In the event of a dispute as to whether the Court has jurisdiction, the matter is settled by decision of the Court.

(11) 「三六条(選択条項)に關する小委員会」は、フayy、モリス、スビー、ロー、ス、コラン、スキ、トリ、ロフ、フayy (Mr. Charles Fahy、フayy、モリス、ロー、ス、コラン)の五名で構成され、次のような三六条案を提示した。 *ibid.*, pp. 288-289.

Article 36

The jurisdiction of the Court comprises all *justiciable* cases which the parties refer to it and all matters specially provided for in the Charter of the United Nations and in treaties and conventions in force.

The Members of the United Nations and the States parties to the Statute may at any time declare that they recognize as compulsory *ipso facto* and without special agreement, in relation to any other Member or State accepting the same obligation, the jurisdiction of the Court in all or any of the classes of legal disputes concerning:

- (a) the interpretation of a treaty;
- (b) any question of international law;
- (c) the existence of any fact which, if established, would constitute a breach of an international obligation;
- (d) the nature or extent of the reparation to be made for the breach of an international obligation.

The declaration referred to above may be made unconditionally or on condition of reciprocity on the part of several or certain Members or States, or for a certain time.

In the event of a dispute as to whether the Court has jurisdiction, the matter shall be settled by the decision of the Court.

(12) *Ibid.*, pp. 204-205.

(13) *Ibid.*, pp. 207-208.

(14) 委員会が採択したICJ規程案三六条のオールドナティ、ン、テキ、ス、ト、の、英文テキ、ス、ト、は *ibid.*, pp. 767-768. 仏文テキ

キストについては ibid., pp. 788-789. 参照。なお、委員会の報告書は、右のテキストを採択するに至った経緯について次のように概説した。すなわち、委員会は、強制的管轄権は一九二〇年の法律家委員会において論議され採択されたが、その後連盟理事會・総会においてそれは否定せられ、結局選択条項システムが採択されるに至ったことを想起した後、次のように述べたのであった。

「強制的管轄権問題に関する討議が再びとりあげられ、多くの代表は、改正規程（ICJ規程）は国連憲章と不可分の一体をなすゆえに、裁判所の強制的管轄権はサ会議にその制度化が提案されている国際機構の一つの要素たるよう、改正規程に挿入される条項によってそれが確認される願望を示した。このように示された選好から判断して、委員会の多数は強制的管轄権を支持したことは疑問の余地ないが、しかし、そうした支配的な感情にもかかわらず、提案されている国際機構に参加するすべての諸国が強制的管轄権原則を受諾する必要がある、そうする立場に現在あるかどうかは確認できず、その蓋然性さえないこと、また提案はそれを確認しているとは思われないことに留意された。ある者は、この点についての選好を保持しつつも、深く考慮すれば三六条に挿入された選択条項手続以上に進みえないと考へ、それはここ一〇年以内に、一九二〇年当初それを拒否した多くの諸国による強制的管轄権受諾の漸進的発展への途を開くものであったと考へた。これらのことに基つき、この問題は政治的性格を有すると判断し、したがって委員会はその決定をサ会議に委ねるべきであると考へた。」「エジプト代表によって、一般原則として強制的管轄権を採択するが、各国にそれを留保によって回避することを許容するシステムの形で暫定的解決策を求めることが提示された。委員会は、この見解を受諾するよりもむしろ、勧告としてでなく提言として二つのテキストを提示することによって、その問題に関する考慮を促進することを選好した。」さらに、選択条項に関するテキストについては、「サ会議は裁判所の強制的管轄権を規程において確定すべきでなく、諸国にその裁量によりこの問題に関する選択条項を受諾する可能性を与えることによってその途を開くにとどめるべきである、といった提言も示された。このテキストは、ある場合には国連憲章が強制的管轄権規程を定めることを伴って規程三六条を再生する。」また、強制的管轄権に関するテキストについては、「第二テキストはまた規程三六条に基づき、各国が採択するか否か自由である選択のチャンネルを経ることなく、直接に強制的管轄権を確立する。かくして、それは前記のものよりもより簡易である。それは余りにも簡略すぎるとさへ指摘された。だが、委員会は、それをさらに確定する時期でなく、かくして確立される強制的管轄権は過去の紛争、今次大戦で生じた紛争に関する留保、あるいは一九二八年一般議定書により認められたその他の留保など若干の留保を伴うべきかどうかについて考慮した。もしこの第二テキストに提示された原則が受諾されれば、それはその原則を採用する規定を時宜を得た若干の変更を行って作成する基礎として役立ちうるであろう。」「若干の代表は、三六条一項に、裁判所の管轄権は当事者が裁判所に付託しうる、裁判に付せらるべき、または、法的性質の、問題に拡大される旨の規定を挿入す



ることを願った。だが、裁判所の管轄権が当事者の合意に依拠するケースをカバーする条項にそのような規定を挿入することに討論が示された。ある者は、裁判所の管轄権をそのような方法で制限することを拒否した。また、プラクティスは三六条一項の適用において重大な困難を示していないが、そのような条項に起因する解釈上の困難について懸念が表明された。それゆえ、三六条一項は提示した如く何ら変更を行わなかったのである。」と説明した。ibid., pp. 840-841.

## 二 「サンフランシスコ会議」におけるICJ規程案の審議と確定

「連合国法律家委員会」において採択されたICJの基本的枠組に関する草案たるICJ規程案は、サ会議に提出され、これは同会議の第四委員会 (Commission IV)、同委員会の第一小委員会 (Committee IV/D) および第一小委員会において設置された若干の小委員会 (Subcommittee) において検討された。サ会議は第二次大戦を契機に戦後世界における一般国際機構 (≡ 国連) の基本的枠組を確定することを目的としたが、機構の司法機関 (Judicial Organization) について検討した第四委員会は、同委員会議長パラ・ペレス (Mr. Carracciolo Parra-Perez ベネズエラ代表) の発言にみられる如く、世界機構の司法機関のあり方に関するあらゆる点について検討し、サ会議本会議にICJ規程最終草案を提示することを任務とし、その作業過程において法律家委員会のICJ規程案と報告書、並びに草案を討議の基礎資料とすることを確認した。<sup>1)</sup> 以下、ここではとくにICJ規程案に関する実質的検討を行った第一小委員会におけるICJ規程案をめぐる審議と採択された草案提示のプロセスにおいて、裁判所の構成や強制的管轄権問題はどのように扱われたかという点につき、総括的に概観してみたいと思う。

法律家委員会が提示したICJ規程案と報告書に関する具体的な検討作業は、国際裁判所 (International Court) において検討した第一小委員会において検討された。<sup>2)</sup> 同小委員会はICJ規程案の全体につき包括的な検討を行ったが、まずはじめに、法律家委員会案では空白のままに提示された裁判所の地位に関する第一条の扱いにつき、若干論及しておきた。この問題は第一小委員会の第七回会合 (五月一日) でとりあげられ、裁判所はPCIJの継承たるべきかまたは新裁判

所たるべきかという基本問題について若干論議されたが、第一小委員会では、こうした論点に関して検討するための小委員会 (Subcommittee IV/I/A) を特別に設置し、そこで関連規定一条および三七条の大綱を作成することを確認した。<sup>(3)</sup> 同小委員会は、審議状況と結論を明記した報告書 (五月二日付) を提示し、そこで新裁判所の設立を決定した旨を理由を付して述べ、ICJは国連の主要司法機関 (principal judicial institution of the United Nations Organization) たることを明示した。<sup>(4)</sup> この小委員会報告書は第一小委員会の第一〇回会合 (五月二日) に提出された。これに関する若干の論議の中で、カナダ代表はPCIJ不継承の点につき遺憾の意を表明し、イギリス代表も心理的・感情的にはPCIJ継承を望むが、小委員会の結論が实际的考慮に基づくものであったことに留意し報告書を受諾するといった見解を表明した。結局、第一小委員会において、関連規定一条および三七条案は全会一致で承認されたのであった。<sup>(5)</sup>

次に、裁判所の構成問題に関する第一小委員会レベルでの論議においては、とくに裁判官選挙方法をめぐってかなり白熱した論議が展開された。まず、裁判官数一五名を規定した規程案三条については、法律家委員会においてかなり激しく論議された点であったが、第一小委員会ではこれを第二回会合 (五月七日) において若干論議し、イギリス代表により裁判官数削減の見解が表明されたものの、それ以上に論議を展開することなく、三条を全会一致で採択した。<sup>(6)</sup> また、裁判官指名方法についても、法律家委員会が提示した四条草案ではオールタナティブ・テキストの形で提示されていたのであり、第一小委員会においてもかなり白熱した論議が予想されたが、第八回会合 (五月一七日) において、フランス代表による現行システム (ナショナル・グループによる指名) 支持の見解表明の後、表決の結果 (現行システム賛成三三、諸国政府による直接指名賛成八) ナショナル・グループによる指名方法がいとも簡単に採択されたのであった。<sup>(7)</sup> この点は、その後さらに一二回会合 (五月二四日) において再確認された。<sup>(8)</sup>

裁判官選挙方法に関しては、第一小委員会の第八回会合において、同委員会議長ガラゲル (Manuel C. Gallagher ベルー代表) が法律家委員会における二つの見解、すなわち総会のみによる選挙を支持する見解と総会・安全保障理事会

による選挙を支持する見解をそれぞれ紹介し、翌日の第九回会合において実質的な論議を行った。この会合で、若干の代表（ユクアドル、コスタリカ、チリ、キューバ代表など）は総会のみによる選挙を支持し、とくに国家平等原則の尊重を強調する反面、安保理常任理事国の関与のあり方に疑義を表明して論及した<sup>(9)</sup>。他方、総会および安保理による選挙（二重選挙システム system of double election）を支持する見解が若干の代表（ブラジル、カナダ、ウクライナ代表など）によって表明された<sup>(11)</sup>。だが、論議の焦点は裁判官選挙における安保理の表決手続、すなわち五常任理事国の同意投票を要するかあるいは常任理事国・非常任理事国の投票を区別せず絶対多数決によるべきかという点をめぐってクローズ・アップし、こうした点を含めて、第一小委員会はブラジルやカナダ代表の動議に基づき八条〜一二条の関連規定について検討するための小委員会（Subcommittee IV/I/B）を設け、そこで検討することを全会一致で承認した<sup>(12)</sup>。同小委員会は、その報告書（五月二日）において、法律家委員会草案八条〜一二条、草案第六章C節3項（手続問題以外のすべての問題に関する安保理の決定は、常任理事国の同意投票を含む七理事国の賛成投票によって行なわれるべきことを規定した）を考慮し、裁判官選挙に関する右の重要問題にかかわる二つの対立した見解を調整して、総会および安保理双方に裁判官選挙に関する権限を認め、とくに安保理における選挙のための表決は常任・非常任理事国を区別することなく絶対多数決により行われるべきことを提示した<sup>(13)</sup>。右の小委員会報告書は第一小委員会の第一回会合（五月三日）および二回会合（五月二日）において検討され、結局報告書の提示を妥協的原則（the principles of the compromise）を体現したものと捉え、関連規定八条〜一二条草案を承認したのである<sup>(14)</sup>。

さらに、強制的管轄権問題に関する論議は第一小委員会の第一四回会合（五月二日）で開始され、当然のことながら、論議の焦点は法律家委員会により提示されたICJ規程案三六条のオールタナティブ・テキスト、つまり一般的強制管轄権と選択条項制度のいずれを採用すべきかという点につき、その結論を導くことにあった。同委員会では、法律家委員会におけると同様に、やはり当初から右の二つの管轄権のあり方をめぐって対立した見解が示された。一般的強制的管轄権

を支持する見解は、ブラジル、オーストラリア、中国代表などによって表明され、ブラジル代表は、多少柔軟な態度をとって、この重要問題につき全会一致で承認されることを強く望み、より多数の支持を得る解決策を支持する旨述べたが、強制的管轄権原則の採択についても強調した。また、オーストラリア代表は、すべての「裁判に付せられるべき紛争」に關する強制的管轄権原則を憲章自体に定めるべきことを主張し、「選択条項の広範な受諾は前進したが、しかしさらに一歩前進すべき時期に到達している」と論じ、中国代表も、「裁判所にすべての法律的紛争に關する完全な管轄権 (complete jurisdiction) を与えることを支持する。このことは、諸国をして裁判所に提訴されるという単なる威嚇によって明らかに違法行為をなすことを躊躇させるゆえに、国際紛争の数を減少させる結果をもたらすであろう。この原則の採択は重要な前進を示すことになる」と述べた。こうした見解に沿った考え方は、ほかに、トルコ、ペルー、カナダ代表などによって示された<sup>16)</sup>。他方、アメリカ、ソ連代表をはじめ若干の代表は、選択条項制度を支持する見解を表明した。アメリカ代表は、「この委員会の目的は規程を確定し、できる限り多数の諸国が受諾しうる裁判所を設立することである。もし強制的管轄権原則が受諾されれば、若干の諸国は批准しえず、それはあらゆる實際的便宜をもつ解決策を奪うことになるであろう。選択条項の採択は、諸国をしてこれらの原則に合致するものを保持し、他の者にたいしてはそれらの見解を保持することを許容する強制的管轄を支持せらるであろう」と論じた。また、ソ連代表は、アメリカ代表の見解を支持して、「強制的管轄権の受諾はすべての諸国が留意することに反する結果を生じさせるであろう。できる限り多くの諸国が裁判所メンバーとなることが望ましいが、強制的管轄権によってその結果がもたらされるかどうかは疑問である。もし強制的管轄権が採択されれば、若干の諸国は規程を受諾することを撤回せざるをえなくなり、その結果、これら諸国が当事者である事件は裁判所に付託されなくなるであろう。逆に、選択条項の受諾によって、多くの諸国は選択条項を署名し、それらの司法的紛争 (judicial disputes) を裁判所に付託するであろう」と論じた<sup>16)</sup>。このように、第一小委員会では対立した見解が表明されたが、この段階で、委員会における全体的な雰囲気はなかくとも一定のコンセンサスが看取されえ

た点は、規程案三六条草案を最大限に多数の諸国間の合意を得て確定すべきであるということであった。この点については、イギリス代表が危惧し強調したように、とくにアメリカおよびソ連代表の賛同と協力を得ることがまずその前提として不可欠であったのである。こうした状況のもとで、第一小委員会は、結局、ニュージーランドやメキシコ代表の提案に基づき、すべての参加国によって受諾されうるフォーミュラの作成を行うための小委員会 (Subcommittee IV/I/D) を設けることを全会一致で承認したのであった。<sup>(18)</sup>

右の小委員会は、その報告書に示したように、法律家委員会が提示した三六条草案のオールタナティブ・テキスト、それに関する第一小委員会での論議過程で示された二つの対立した見解等に留意して検討した結果、表決により一般的強制的管轄権を否定し(賛成五、反対七)、選択条項制度の維持を内容とした法律家委員会テキストを若干の修正を付して採択したのであった(賛成八、反対五)<sup>(19)</sup>。同小委員会報告書は第一小委員会の第一七回会合(六月一日)において検討され、これをめぐって賛否両論が示されたが、委員会の大勢は右報告書を妥協案として捉え、これを支持する傾向にあった。かくして、第一小委員会では、まず「選択的管轄権」(optional jurisdiction)を維持すべきかどうかという原則上の問題について表決し(賛成二六、反対一六)、続いて右小委員会により提示された三六条草案の採択に関する表決を行った結果(賛成三一、反対二四)、これを採択することを決定したのであった。<sup>(20)</sup> なお、第一小委員会は、さらに第二九回会合(六月六日)において、フランス提案に基づき、規程案三六条の草案の三項と四項の間に、選択条項受諾宣言は国連事務総長に寄託される旨の新条項を挿入することを決定し、<sup>(21)</sup> また第二〇回会合(六月七日)では、イラン提案に基づき、サ会議はすべての国連加盟国にたいしてできる限り速やかに裁判所の強制的管轄権受諾宣言を行うよう要請することを趣旨とした勧告案を採択したのであった。<sup>(22)(23)</sup>

(一) UNCIO, Vol. XIII, pp. 5, 13-14.

(二) Ibid., pp. 135-137.

- (8) Ibid., p. 173.  
 (4) Report of Subcommittee IV/I A on the Question of Continuity of the International Court, and on Related Problems, *ibid.*, pp. 524-528.  
 (5) Ibid., pp. 196-198. 第一小委員会により全会一致で採択された規程案一条、三七条の内容は次の如くであった。

## Article I

The International Court of Justice established by Chapter VII of the Charter as the principal judicial organ of the United Nations shall be constituted and shall function in accordance with the following provisions.

## Article 37

Whenever a treaty or convention in force between the parties to this Statute provides for reference of a matter to a tribunal to have been instituted by the League of Nations, or to the Permanent Court of International Justice established by the Protocol of December 16, 1920, amended September 14, 1929, the matter shall be referred to the International Court of Justice.

なお、この時、第一小委員会は草案第七章の関連規定につき、若干の修正を併せて、新裁判所たるICJは国連の主要司法機関として存立する等のことを確認して、全会一致で承認した。 *ibid.*, pp. 196-197.

(6) Ibid., pp. 143-144.

(7) Ibid., pp. 178-180.

(8) Ibid., pp. 209-210.

(9) 第一小委員会議長は、問題は「裁判官は総会と安保理の協同行為によって選挙されるべきか、または総会のみの方によって選挙されるべきかどうかである」と提起し、総会のみによる選挙を支持した諸国（アルゼンチン、ボリビア、コロンビア、エクアドル、イラン、メキシコ、パラグアイ、ベネズエラ）は、次の理由から総会と安保理双方による選挙を批判した旨を紹介した。すなわち (一)それは、若干の諸国とりわけ大国に、平等原則に反して、より大なる影響力と二重投票権を与えることになる。(二)総会においてすべての国家のインタレストが考慮されるが、政治的考慮は総会におけるよりも安保理においてより大なる比重を占めるゆえに、裁判官の独立が減損される。(三)二重選挙の手續は煩瑣である、といった理由からであった。他方、総会と安保理による

- 選挙を支持した諸国(オーストラリア、中国、チェコスロヴァキア、フランス、ハイチ、オランダ、ニュージールランド、ノルウェー、ソ連、イギリス、アメリカ、ユーゴスラヴィア)は、これを次の理由から支持したのであったと紹介した、すなわち、(一)それは、すべての国家に適正な代表(proper representation)を与える。(二)それは、一九二〇年以來の實踐において、望ましいチエック・アンド・フランスのシステムや有能な裁判官を選出する保証を十分に与えて、十分に作用してきた。(三)安保理は、平和と安全の維持のための責任を有するゆえに裁判官選挙に参加すべきである。(四)それは、總會のみによる選挙を支持する小国にとつて有益であり、種々の大陸により公正な代表を与える。(五)裁判官は總會によつて選ばれない限り選任されないゆえに、民主主義原則を毀損するものではない、といった理由からであつたと説明した。 *ibid.*, pp. 180-181.
- (10) *Ibid.*, pp. 186-187.
- (11) *Ibid.* この点に関して、ブラジル代表は個別にステートメントを示して、一九二〇年以來採用されてきた選挙方法は、国家平等原則を必ずしも貫徹せず妥協の産物たることは否めないが、しかし国籍にかかわりなく裁判官を選挙するルールは、小国にとつても利益となることを強調し、このルールは、安保理における常任理事国たる大国が裁判所における直接の代表を要求するといった議論にたいしても、実際には重視されるべきものであると論じた。 *ibid.*, pp. 191-192.
- (12) *Ibid.*, p. 187.
- (13) Report of Subcommittee B of Committee IV/1 on Articles 8 to 12 of the Proposed Statute for an International Court of Justice, *ibid.*, pp. 537-541.
- (14) *Ibid.*, pp. 203-209. なお、第一小委員会ではとくに裁判官選挙に関する安保理での投票のあり方について検討するための小委員会(Subcommittee IV/1/C)を設け、これを決定し、同小委員会の報告書(Report of Subcommittee IV/1/C Concerning Articles 8-12 of the Proposed Statute of the International Court of Justice, *ibid.*, p. 549)をも承認した。
- (15) *Ibid.*, pp. 224-226.
- (16) *Ibid.*, p. 226.
- (17) *Ibid.*, p. 227.
- (18) *Ibid.*
- (19) Report of Subcommittee D to Committee IV/1 on Article 36 of the Statute of the International Court of

Justice, *ibid.*, pp. 557-561.

(20) *Ibid.*, pp. 246-251. 第一小委員会での表決において選択条項制度に賛成した三一カ国は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、白ロシア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、チェコスロヴァキア、エチオピア、フランス、ホンジュラス、インド、イラク、オランダ、ニュージールランド、ニカラグア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、シリア、南ア、トルコ、ウクライナ、ソ連、イギリス、アメリカ、ベネズエラ、ユーゴスラヴィアであった。もともと、このうち、オーストラリア、中国、ニュージールランド、トルコの四カ国は、窮境を打開するためのみ賛成側にまわったのであり、消極的支持の意向を明らかにするものであった。*ibid.*, p. 251. このほか、アルゼンチン代表は選択条項支持の理由を明記した宣言を、ホンジュラス代表は強制的管轄を強く望むがえて選択条項の賛成側にまわった旨の宣言を、さらに、ウルグアイ、グアテマラ代表は強制的管轄権支持を強調したステートメントと宣言を、それぞれ個別に表明したのであった。*ibid.*, pp. 252-255.

(21) *Ibid.*, pp. 283-284.

(22) *Ibid.*, p. 299.

(23) 第一小委員会で採択された I C J 規程案全七〇条(英文テキスト *ibid.*, pp. 386-412 仏文テキスト *ibid.*, pp. 432-449 参照)および同委員会報告書(Report of the Rapporteur (Nasrat Al-Farsy, Iraq) of Committee IV/I, *ibid.*, pp. 381-393)(六月一二日付)は、第四委員会の第二回会合(六月一五日)において検討され、同委員会はこれらを承認するとともに、六月二三日にはサ会議本会議に提出する報告書(Report of Mr. C. Parra-Perez, Minister of Foreign Affairs of Venezuela and President of Commission IV, to the Plenary Session of the Conference, *ibid.*, p. 126)を採択した。かくして、周知のように、I C J 規程案は、六月二六日のサ会議本会議において、国連憲章とともに最終的に採択され確定されるに至ったのである。

以上、この節では、前記のような視点から、I C J の基本的枠組を規定する I C J 規程の起草確定過程において、とくに裁判所の構成、管轄権上の若干の問題に関してどのような論議が行われたか、その論議の展開状況について概括的にフォローしてきた。ここで検討の対象事項としてとりあげた諸点は、前節においても同様であったが、裁判所の構成面に関連しては、裁判官数、裁判官選任方法、国籍裁判官制度などについて、また管轄面に関連してはとくに強制的管轄権につ



いてであった。ただ、これらは I C J の全体系におけるごく限られた部分的な局面における諸点に関するものであり、したがって、I C J の基本的枠組に関する構造なりその特質を明確化するうえで、これらの諸事項に関する論議状況と確定された枠組から把握される範囲と内容は、必然的にかなり限定されたものとならざるをえない。また、I C J の「基本的組織原理」の構造の把握を試みるに際しても、I C J の組織面に関するあらゆる諸点について包括的に検討し、その結果に基づき論を展開しなければならないが、この点でもここでとりあげた諸点はかなり限定された範囲内のものであって、それに伴う一定程度の限界性がある。しかしながら、そうした点に関する試論を展開し、そうした視角から問題点を明確化し把握するうえで、ここでとりあげた諸事項は、重要な素材であることは否定されえないと考える。強制的管轄権については、I C J の組織そのものでなく、I C J の権能に関する事項であるが、しかし、強制的管轄権に関する論点は、I C J の基本的枠組あるいは I C J の「基本的組織原理」構造の特質を明確化する試みのうえで、関連した不可欠な要素であると捉え、その理由から検討の対象としてとりあげてきたのである。

さて、このような限定された範囲内においてはであるが、I C J の基本的枠組の確定過程、換言すれば I C J 規程の起草確定過程における右の諸事項に関する論議について概観してきたことに基づき、ここで二、三の点について論及してきたい。

第一に、I C J 規程の起草確定過程は、P C I J のそれと若干異なり、すでに確定された国際司法機関たる P C I J の枠組 (P C I J 規程) を基礎として展開されてきた。その結果は、全体的にみれば、ほぼ P C I J の枠組を維持し踏襲することになったのであり、したがって、制度的には、革命的な変革は何ら行われなかったのである。もっとも、右の過程において、それは必ずしも平坦なものであったわけではなく、個々の点についてみれば、その枠組が最終的に確定されるに至るまでに迂余曲折の経緯を経てきたのである。とくにそのことは、P C I J の枠組に基づく実践を通して明らかになったプラス・マイナスの両面について、あるいはまた国際司法機関の理念と現実にかかわる本質的な論点をめぐって、真

剣な論議が行われたためであった。そしてまた、それは、一九二〇年時点で確定されたP C I Jの基本的枠組そのものが、国際的協調精神に基づく所産であったこと、より直截にいえば、国際関係における大国と中小国間の対立した利害関係のもとで構築された妥協の産物であったために、その当時に存在した対立的な論議が個別的にも全体的にもかなり強い調子で再然したことに起因するものであった、というるであらう。だが、最終的には、I C Jの枠組は、I C Jと一般国際機構（国連）との組織上の結合関係にみられるような若干の変更を除き、P C I Jの枠組をほぼ踏襲した形で確定されるに至ったのであった。

第二に、I C J規程の起草確定過程において、その作業は、すでに第二次大戦中から非公式・公式の場で着手され、I C J規程がサ会議において国連憲章とともに最終的に採択され確定されたのは、第二次大戦の完全な終結の直前であった。こうした状況のもとで、I C J規程の起草確定作業に参加した諸国は大戦中の連合国であり、これら諸国によって任命された法律家や代表者たちがその具体的作業に関与した。かくして、ダンバートン・オークス会議、連合国法律家委員会、サ会議など一連の国際会議において、必然的に大戦中の枢軸国たる日本、イタリー、ドイツなどの参加は排除されたのであったが、これら諸会議に参加した連合国のなかでもとくに主要国（アメリカ、イギリス、フランス、ソ連、中国）の立場と役割はより重視されたのであった。これら諸国はI C Jの基本的枠組についても個別に提案を行ったが、とくにアメリカ、イギリス両国の提案はI C J規程の起草確定過程においてきわめて強い影響力をもって作用した。もちろん、これらの諸提案は完全に合致した内容のものではなく、個々の論点に関しては微妙に異なりある場合には対立した形さえてって提案されたが、最終的には、これら主要国の論理と思想は、戦後世界における一般国際機構とそれに包摂される国際司法機関たるI C Jの基本的枠組につき合意をみるに至ったのである。そうした合意の面で、アメリカ、イギリス、ソ連、とりわけアメリカとソ連の協調的対応はきわめて重要な意味をもつことであって、この点は決して看過されるべきでない。より強調していえば、アメリカとソ連の合意を前提として、はじめてI C Jの基本的枠組の確定が可能であったと

さえないことができよう。

他方、中小国の多くの対応は、これら主要国の対応と対照的であり、時にはかなり強い程度で対立的な形をとったが、それは、一九二〇年時点での P C I J 規程の起草確定過程における状況と類似するものであった。とくに注目すべきはラテン・アメリカ諸国の多くの対応であって、それは国家平等原則を強調し、主要国の対応と対峙するものであった。もっとも、最終的な段階においては、これら諸国も妥協案を認めざるをえない結果に終わった。しかしそれは単なる迎合ではなく、ある意味では一種の抵抗権を留保しつつ、終幕を迎えることに応じたのであった。こうしたラテン・アメリカ諸国の対応は、その後、戦後世界におけるアジア・アフリカ新興諸国の I C J にたいする対応に大なる影響を及ぼすことになった、ということができよう。

最後に、I C J の基本的枠組を規定する I C J 規程は、P C I J の価値ある実績を踏まえ、多くの面において P C I J 規程を維持し、踏襲した形で確定されるに至ったが、しかしこれまで概観してきたことから明らかなように、P C I J 規程を無批判的に容認した結果ではなかった。また、I C J 規程は、P C I J 規程がそうであった如く、国際的協調の所産あるいは妥協の産物として捉えられるとしても、なおかつ、それは、国際社会の多元的権力構造のもとで、大国支配原理が優位する国際関係の政治的現実を如実に反映して構築されたものであった、といえよう。このことは、I C J の「基本的組織原理」構造の把握を試みるうえで、最も重要な関連要素となりうることである。この点については、次節において検討することにしたと思う。